

第 7 7 回

愛知県消費生活審議会会議録

平成 2 6 年 6 月 2 日
於 愛知県議会議事堂ラウンジ

愛知県県民生活部県民生活課

目 次

会議録（要旨）	1
審議計画	1 7
次 第	1 8
配付資料一覧	1 9

1 開 会

○事務局（伊藤県民生活課長）

ただいまから平成26年度 第1回愛知県消費生活審議会を開催いたします。本県では「さわやかエコスタイルキャンペーン」中につき、軽装で失礼させていただいております。

それでは、開会にあたりまして、寺澤県民生活部長から御挨拶申し上げます。

2 あいさつ

○寺澤県民生活部長

愛知県県民生活部長の寺澤でございます。

日頃より、皆様方には消費者行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことを、冒頭、この場をお借りしましてお礼申し上げます。また、とても暑い中お越しをいただき、ありがとうございます。

平成26年度から、新しい委員の構成となっております。皆様方には、委員への御就任を快くお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

消費生活審議会からは、これまで消費生活に関連して数多くの貴重な御提言をいただいていたところでございます。今回の大きなテーマでございます「愛知県消費者行政推進計画」ですけれども、前は平成22年3月に現在の計画を策定しておりますが、このときも本審議会におきまして、委員の皆様は御熱心に御議論いただき、各種施策に反映させていただいたところでございます。現在の計画は平成26年度までのものでございまして、庁内関連各部署におきまして一体的かつ効率的に消費者施策を進めております。

しかしながら、消費者問題が複雑、多岐多様にわたっております状況は、御承知のとおりかと存じます。本日、参考資料でもお配りしておりますが、平成25年度の消費生活相談の概要を見ますと、国もそうですが、愛知県でも総件数が上向きになってきております。デジタルコンテンツ、インターネットといった件を特記しておりますし、高齢者の方に関わることのウエイトが非常に高くなっております。

また、メニュー表示の不適正、関東での冷凍食品への農薬混入事件など、複雑な状況となっております。

そういう状況と、もう一つ、2年前に消費者教育推進法という新しい法律が制定されております。都道府県の役割といたしまして、消費者教育の推進に関する施策につ

いて、計画の策定を求めています。今国会においては消費者安全法及び景品表示法の改正法案が提出されており、ここにも体制の強化等の趣旨が盛り込まれております。

こうした状況をふまえ、冒頭でも申し上げましたが、愛知県の次期消費者行政推進計画の策定にあたりまして、審議会の御意見を様々頂戴できればと考えております。

審議会の委員の皆様方には、こうした趣旨を御理解いただき、それぞれ御専門のお立場から御意見を賜ることによりまして、よりよい計画案作りに反映させてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭の私の挨拶とさせていただきます。本日はお集まりをいただき、ありがとうございました。

○事務局（伊藤県民生活課長）

申し遅れましたが、私、県民生活課長の伊藤でございます。会長が選出されるまで、私が議事進行を務めさせていただきます。

まず、審議会の定足数につきましては、本日は19名の委員の内13名の御出席をいただき、過半数の出席をいただいておりますので、会議の定足数を充足しておりますことを御報告いたします。なお、最初の審議会でございますので、本来ならば皆様の御紹介をさせていただくべきところではございますが、時間の関係もございまして、お手元の配席図をもってこれに代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料を事前に皆様にお送りさせていただいております。資料1～5につきまして、本日御持参されなかった方がおみえになりましたらお知らせください。

3 議 事

(1) 会長の選出について

○事務局（伊藤県民生活課長）

それでは、さっそく議事に入らせていただきたいと思います。

まず、議事（1）の会長の選出でございますが、前回の委員の任期が平成26年3月31日までとなっておりますので、本審議会にて改めて会長を選出する必要がございます。

愛知県消費者生活審議会規則第3条によりまして、会長は委員の互選により決定す

ることとなっております。この互選について、皆様方の御意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○清水委員

前回の審議会で会長代理を務められました、東委員にお願いをすることでいかがでしょうか。

(拍手)

○事務局（伊藤県民生活課長）

ただ今、東委員の御推薦がございましたが、御提案のとおり、東委員に会長をお願いしてよろしいでしょうか。

(各委員 了承)

委員の皆様のお承諾をいただきましたので、会長を東委員にお願いしたいと存じます。東委員は会長席にお移り下さい。

(東委員が会長席へ)

それではここで、東委員に就任の御挨拶をお願いいたします。

○東会長

本日、はからずも会長に選出されまして、その職責の重大さを痛感いたしているところでございます。微力ではございますが、皆様方の御支援を賜りまして、この職責を全うすべく最善の努力をいたす所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本審議会は昭和51年に発足して以来、様々な消費者問題に関しまして調査審議を行い、県に対し意見を申し上げてきておりまして、その内容を県の消費者行政の推進に数多く活かしていただいているところでございます。

近年の高齢者からの相談件数の増加や食の安全・安心の問題など、消費者に係る問題は、その時々々の社会状況を色濃く反映しております。消費者トラブルの相談処理、あっせん等はもちろんのこと、消費者問題の改善や消費生活の安定を図る上で、行政が果たす役割はこれまでも増して大きくなってきており、こうしたことから、本審議会の役割が一層重要になっていくのではないかと存じます。

私といたしましても、誠心誠意、職責を全うしたいと考えておりますので、委員の皆様方の格別の御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私

の挨拶とさせていただきます。

○事務局（伊藤県民生活課長）

どうもありがとうございました。

愛知県消費生活審議会規則第4条によりますと、審議会の議長は会長が行うこととなっておりまますので、以後の進行につきましては、東会長にお願いをしたいと存じます。

○東会長

承知いたしました。

(2) 会長代理の指名について

○議長（東会長）

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

次の議題は会長代理の指名でございます。愛知県消費生活審議会規則第3条によりますと、会長代理は会長が指名することとなっておりますので、私が指名させていただきます。

会長代理は近藤委員にお願いしたいと思ひます。

なお、審議会運営要領第5に基づく会議録の署名につきましては、今回は伊藤委員と柳原委員にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 諮問「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」

○議長（東会長）

次は、審議会への諮問でございます。事務局から説明をお願いします。

○事務局（伊藤県民生活課長）

本日は、「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」審議会に諮問させていただきます。寺澤県民生活部長から東会長に諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

（ 寺澤県民生活部長、東会長の前まで進み、諮問書を会長に手渡す ）

○県民生活部長

審議会委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

(4) 審議計画について

○議長（東会長）

ただいま、愛知県県民生活部長からいただきました諮問書の写しを用意ができましたら、委員の皆様へ配付してください。

（事務局職員、諮問書の写しを配付）

これから、このテーマについて審議していくわけですが、その審議計画案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤主幹）

県民生活課主幹の伊藤でございます。お手元の資料にそって説明させていただきます。

（資料1に基づき説明）

○議長（東会長）

ありがとうございました。事務局から審議計画について御説明がございました。何か御質問、御意見がございますか。

審議テーマは「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」ということでございまして、現計画が本年度までで終了するということですので、今年の11月を目途に次期「消費者行政推進計画」の策定に関してこちらの審議会で審議をし、答申させていただくということでございます。

御質問ございませんか。特段の御質問が無いようでしたら、関連することで御意見、御質問がありましたら後程でも結構でございます。

（質問、発言なし）

○議長（東会長）

ただいまの事務局からの審議計画案の説明につきまして、知事から諮問されました

テーマ「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」を愛知県消費生活審議会規則第7条により、専門部会で御審議いただくこととしてよろしいでしょうか。

(委員 了承)

それでは御賛同を得られたということで、この審議テーマにつきまして専門部会で審議をお願いすることといたします。

(5) 専門部会の設置について

続いて、専門部会及び所属委員の指名でございます。愛知県消費生活審議会規則第6条及び第7条によりますと、専門部会及び所属委員につきましては、会長が指名することとなっております。

私といたしましては、審議テーマについて専門的な見地から審議していただけることなどを考慮し、指名させていただきたいと存じます。

まず、専門部会長につきましては、会長代理の近藤委員を指名させていただきます。次に専門部会の委員につきましては、清水委員、粕田委員、大藪委員、柳原委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

また、審議会委員以外で専門部会に所属していただく専門委員につきましては、後日、知事から委嘱される予定となっております。事務局は、専門部会の所属委員の名簿を後ほど配付してください。なお、本日欠席されました委員には、事務局から御連絡をお願いいたします。

○事務局（伊藤県民生活課長）

承知いたしました。

(6) 消費者苦情処理委員会委員長及び委員会所属委員の指名について

○議長（東会長）

それでは次の議題に入らせていただきます。

「県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」第18条の規定により、消費者苦情にかかるあっせん又は調停を行います。消費者苦情処理委員会の委員長及び所属委員の指名でございます。

愛知県消費生活審議会規則第6条によりますと、消費生活苦情処理委員会の委員長及び所属委員は会長が指名することとなっております。そこで、委員会の性格などを

考慮し、委員長には柘植委員を指名させていただきます。次に委員につきましては、村上委員、安藤委員、粕田委員、向井委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局は、消費者苦情処理委員会の所属委員の名簿を後ほど配付してください。
なお、本日欠席をされました委員には、事務局から御連絡をお願いいたします。

○事務局（伊藤県民生活課長）

承知いたしました。

（7）愛知県消費者行政推進計画の進捗状況について

○議長（東会長）

それでは次の議題に移ります。

愛知県消費者推進計画の進捗状況につきまして、事務局から御報告をお願いします。

○事務局（伊藤主幹）

続きまして計画の進捗状況を説明させていただきます。

（ 資料 2 に基づき説明 ）

○議長（東会長）

丁寧にご説明いただきありがとうございました。ただいま、資料の 2 に基づきまして、現在の消費者推進計画の進捗状況ということで、平成 25 年度の評価をしていただいた結果を御説明いただきました。

最後にまとめていただきましたが、全 92 施策のうち、64 施策が A 判定、19 施策が B 判定ということですので、非常に高い割合で実効性を持った計画の実施をしていただいているということであるかと思えます。細部などにわたりましては、もう少し頑張れるところもあるのかなという印象もありつつ、目標の設定の仕方によっては実際やろうと思ってもこれ以上できないという事情があるということもよくわかった訳でございます。委員の皆様におかれましては御質問、御意見がございますか。清水委員どうぞ。

○清水委員

まず1 ページ目の②の市町村の消費生活相談員の体制強化に向けた支援のところ
です。

私は全国消費生活相談員協会の清水と申します。私共の協会は行政の相談員が9割
を占める公益法人でございます。そんな中で、今愛知県の進捗状況がA評価というこ
とで、このところは非常に素晴らしいと思っておりますが、愛知県だけでみると素晴
らしいですが、全国の相談窓口をみてみますと、やはり週4日以上、本来ならP I O
- N E T (パイオネット)、P I O - N E Tというのは全国の消費生活センターで共通
のデータベースを持ってしまして、今のところ790いくつかの消費生活センターが共
有しているデータベースですが、本来なら消費生活センターという名称でもって、も
しくは相談室であってもP I Oを配置できる条件の中で、残念ながら愛知県の各市町
村を見てみますと、全国ベースから見ると窓口は出来ましたが、中身は整っていない。

例えば、国際都市の犬山市に、先日市制60周年の式典に行って参りました。市長
が10か条の宣言をしまして、最後に10か条目にはいかなる場合もすぐ相談できる
町でありたいと宣言されていたのですが、この犬山市の消費者相談窓口をみますと、
週2日、それも半日というような形になってまして、P I Oの配置がありません。
国際都市といいながらそのような状態でありますので、これは今回会長より全相協の
委員として、専門部会委員に指名されましたので、来年度以降の計画で意見を述べて
いく機会をいただきましたので、そちらのほうで言うべきことなのですが、あえて、
この場をお借りして、特に今度は中身重視でいっていただけたらと思います。

市町村のことになりますので愛知県としては指導する立場になります。私も名古屋
市の消費生活員相談員をやっております。各地方自治体の現状というものが非常に
厳しいことは理解しております。なかなか思うようにはいきませんが、是非とも愛知
県のバックアップでもって中身の重視に向けてやっていっていただきたいと思いま
す。

もう一つ、先ほど部長から消費者安全法の説明が少しありましたが、こちらのほう
で消費者庁は委託化については明文化して、できるだけ、やはり直轄、市町村、地方
行政がすべきというふうにしたということですが、やはり私ども協会が全国的に危
惧していますのは、どうしても法律に明文化されますとその条件クリアすれば委託が
できると考える人たちも出てくるということで、ガイドライン等が国のレベルで詰め
られて出ると思いますが、この点も何とか直営で市町村がやっていただくように指導
していただきたいのと同時に、無理な場合は共同運営ということで御指導をお願い
したいと思います。長くなりました、失礼いたしました。

○議長（東会長）

ありがとうございました。今の清水委員の御意見は、この評価を踏まえた上での更なる御意見ということで、事務局から何か一言いただけますか。

○事務局（伊藤主幹）

はい。2点ほど御意見いただきました。一つは市町村の消費生活相談窓口は全市町村開設ということでA評価になっているけれども、より充実、強化に向けて県に支援していただきたいということ、これは私共も同じように考えておりました、高齢者の方からの相談が多くなり、しかもそういった方には相談に見えない方もいます。愛知県だけの相談窓口だと距離感も相当あるので相談に来にくい。市町村にこういった窓口が出来ますと、いろいろなネットワークの核となるということによって、高齢者の見守りも進むのではないかと考えております。そういったことから国、県といたしましても、今後市町村の相談窓口の充実、強化が重要であると考えております。

今度作る計画の中でも、是非、市町村の窓口の実質的な充実・強化、あるいはそれを支援する県の相談体制のあり方などを色々御検討いただきながら、諮問におまとめいただきたいと考えております。

二つめは、わかりにくかったかもしれませんが、消費者安全法の一部改正案が国会で審議されているところでございます。消費生活相談窓口は、現在愛知県もそうでございますが、消費生活相談員が県の嘱託員として採用されて、県民の方の相談に対応していただいております。県の職員として、県の事務として、県が直接対応している形となっております。消費者安全法の改正が検討されております中で、相談業務を委託できるという規定が新たに設けられています。民間委託することによって例えば、土・日の消費生活相談業務の充実・強化が図られたり、最近問題になっておりますが、相談員が嘱託員でございますので、5年経つと「雇止め」でお辞めいただくことがあるといった弊害をなくすということができ、法律の改正案が国会にあがっているところでございます。清水委員がおっしゃられたように短所と長所があると思いますので、国のほうでも長所を活かしながらなるべく短所を少なくするような考え方が示されるのではないかと思います。その点も注視してまいりたいと考えております。

○議長（東会長）

ありがとうございました。国の動きもホットな状態でございますので、そちらもに

らみながら。清水委員には専門部会にも入っていただきますので、次期計画案の中で御検討いただいて、より良い新しい目標を立てていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

他の委員から御意見、御質問いかがでしょうか。なにかございませんか。

一つ伺ってよろしいですか。この資料、直接ではないのですが、この評価の表記です、これは過去のものも同じくA、B、Cは同じ基準での判定でしょうか、今年度のものがこのような形ですか。以前よりこの方法でしたか。

○事務局（伊藤主幹）

お答えいたします。この評価は昨年度も同様に達成度合をもって評価させていただいておるところでございます。

○議長（東会長）

ありがとうございました。今年度は25年度の評価ということですので、これで良いかなと思ったのですが、計画は一定の期間があるので、過去の部分も少し分かると良いのかなと思いました。この計画の中には期間を通じての目標ですぐに達成をしまっているものと、毎年度これだけというものがあります。毎年度あるものはこのように評価が出て、すでに目標を達成されたものが、次年度良いかどうか分からないものですので、目標期間を通じて安定的に目標が達成されているか、またリストに評価が該当なしとなっているものが、ある段階で達成されている事項であるのかすぐにわかる資料があると、過去のことが分かりやすいのではと感じております。

資料のスペースの都合もありますが、次回以降このようなことも御検討いただけると有難いと思います。

他に御意見はございますか。いかかでしょうか。

○議長（東会長）

私から恐縮ですが、もう一点よろしいでしょうか。先ほどの事と関連いたしますが、資料の中で、毎年度と書かれていない項目がありますけれども、それは期間を通じての項目なのでしょう。いくつかの項目があるように思います。

例えば、資料2ページ目下段の講師派遣10回との表記には毎年度の記載がなく、期間を通じてということなのでしょう。

○事務局（伊藤主幹）

こちらの資料の講師派遣回数10回というのは、毎年度10回という意味でございます。平成25年度の多重債務の講師派遣につきましては、派遣の要請がなく、実績がなかったということでございます。

○議長（東会長）

この項目に関しまして、毎年度なのではと考えて質問をさせていただいたのですが毎年度と書かれているものと書いていないものがございますね。そういたしますと、資料にあります消費者生活相談サポーター養成600名という項目は、期間を通じてということでございますか。こちらはいかがですか。

○事務局（伊藤主幹）

その通りです。期間中に600名を達成するということでございます。

○議長（東会長）

そのこの区別が付きづらいですね。毎年度と書いてあるものと書かれていないものなかにも毎年度の指標があるということですね。資料にありますビデオの貸出数もおそらくそうではないかと思われます。

より資料を見やすくしていただきたいということでございます。次回以降、次年度以降もお示しいただけるとよいと思った次第でございます。

○事務局（伊藤主幹）

承知いたしました。また見やすい方向で検討させていただきます。

○議長（東会長）

清水委員、どうぞ。

○清水委員

もう一点、資料2ページ（3）の消費生活相談員に対する支援の部分で、消費生活相談員講座での相談員の養成の項目での意見です。愛知県では平成22年度から消費生活相談員の養成をされておりまして、本年度も既に実施中で、受講生の方を20名

に絞って新規に養成していただいていると思います。

平成22、23年度は試験対策に特化をされている専門の養成コース講座を選ばれたかと存じますが、消費生活相談員の試験は最近司法書士の試験勉強をして受験する、といった法律家のような試験体制になってきていますので、難しくなってきました。私が資格を取りました15、6年前に比べますと大変難しくなっていると感じております。愛知県の今年度の養成講座は日本消費者協会というところで、コンサルタント養成では古くから講座をされているところで、選ばれた講座のプログラムを先般拝見致しました。

私も現場で十数年相談員をやっておりますけれども、机上の勉強ばかりで資格をとった相談員は、表面上とてもよく知識は理解されていますが、相談員は法律ありきではなく、法律がないところでも何とか事業者に歩みよって相談をし、市民、県民に寄り添うあっせん案を出すことが大事で、聞き取りなどが大切になってきます。何を申し上げたいかと申しますと、試験に通ればよいという訳ではなく、心遣い、心意気であるとか、高齢者や様々な方を理解できるコンサルタント的な能力も必要となってまいります。養成型の講座を選んでいただけてよかったということです。

今回のプログラムは過去にないものとなっておりますので、後に続いて下さる方が増えるということは非常にうれしいことです。

私共全相協もこういった有料講座を開催しておりますが、今後愛知県の事をPRしつつ仲間を増やしていきたいと思っております。良かったと思います。

○議長（東会長）

ありがとうございます。人数が充足されてきますと、質の部分が問われて参ります。今回の講座の選定でよかったということですね。

○事務局（酒井主幹）

ありがとうございます。座学研修だけでなく、実地研修も入れたプログラムとなっております。座学での勉強も大切だと思いますが、コミュニケーションの要素も大切だと思いますので、このようなプログラムにいたしました。

平成24年度の試験は合格率が25%ほどと聞いておりますので、ぜひ、受講生の方には試験に合格していただき、各地の相談員になっていただきたいと思っております。

○議長（東会長）

他、よろしいですか。 吉田委員どうぞ。

○吉田委員

初めてこちらに伺いました、消費者協会の吉田と申します。

よろしく願いいたします。

初めてのことで、失礼な質問かも知れませんが、消費生活相談員という方が養成されて、各市町村に行かれる方の御身分とか、相談室のスペースなどの環境というのは、県からの御指導があって保たれているのでしょうか。

○事務局（酒井主幹）

各市町村によって予算がございまして、指導まではすることができず、実際にはスペースが限られる市町村が多くて、財政課のやりとりもございまして、御協力をお願いする形となっております。市町村の予算には基金を活用して運用していただく形となっております。

○吉田委員

ということは、市町村に任せているという部分もあるということですね。

○事務局（酒井主幹）

そうですね。私共はなるべく御協力をいただいて、「窓口開設の回数を増やして下さると利用・相談件数も伸びるので」という事を各市町村に説明させていただいております。各市町村をまわって粘り強い説得をし、各市町村には基金を活用して場所、相談員の確保をしていただきたいと思いますし、また相談員の方はやはり資格のある方でないといけませんので、このような養成講座を設けまして、試験を合格した方に各地の相談員になっていただきたいと思いますし、

○吉田委員

なぜ、お尋ねしたかと申しますと、私、東三河、豊橋の支部長をしております、やはり広域で情報共有しながらやっていただきたいと思いますなと思った時に、それぞれの市、町の担当の方の御身分がいろいろ違うので、調整してこちらに出席してくださいと言

っても、共有の会議を持ちましょうと言ってもなかなか難しいと行政の方から伺っているものですから。そういったことも県から強力な御支援をいただいて、行政の方々の御努力で消費者に情報を流していただき、私達団体とも連携をしていただきながら消費者の問題を解決に向けていきたいと思っておりますので、ぜひとも御協力お願いいたします。

○事務局（酒井主幹）

今後も連携を続けて行きたいと考えております。

○議長（東会長）

御意見ありがとうございました。他に御意見はよろしいでしょうか。

そういたしましたら、御意見もいろいろいただきました。資料もきちんと網羅していただいており、このような形にしていただくと良いという要望も申し上げさせていただきました。いずれにいたしましても全体として非常に順調に実施されているということであると思います。

また今年度はこの計画の最終年度ということになりますので、目標の達成に向けまして、さらにこの計画の推進に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは以上で、推進計画に関する審議は終了させていただきます。

（8）その他

○議長（東会長）

最後に、次第のその他ということで、平成25年度の消費生活相談の概要につきまして説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（酒井主幹）

申し遅れました、私、主幹の酒井と申します。

平成25年度の消費生活相談の概要について説明いたします。

（参考資料「あいちクリオ通信」により説明）

○議長（東会長）

御説明ありがとうございました。

ただ今の御説明に御意見、御質問がありましたらどうぞ。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

基本的なことですが、先ほど各県民生活プラザから寄せられた件数の説明がありました。進捗状況のお話の中で、各市町村に消費生活相談窓口が設置され、その事業を行っているとの説明を受けまして、市町村の相談件数もこの件数に含まれているのか、別であるのかお尋ねしたいと思います。

○事務局（酒井主幹）

こちらの資料は、県内8か所の県民プラザだけの相談件数でございます。

○議長（東会長）

ありがとうございました。

そういった情報は各市町村の事も気になりますが、この場では全体的な県の窓口の数字を出していただいております。

御意見が、先ほどから市町村のこと、細部にわたり出ております。

行き届いた行政が必要となってまいります。まずは県でできる限り連携しながら、全体のサービスなり対応の向上に向けてさまざま進めていただいております。ありがとうございます。

そろそろお時間となってまいりましたが、他にいかがでしょうか。

こちらの資料に具体的な数字や傾向も出ておりますので、ぜひ御関心を持っていただいて、御覧いただければと思います。

以上で私に対応させていただく審議事項は終了させていただきます。

長時間にわたりどうもありがとうございました。

4 閉 会

○事務局（伊藤県民生活課長）

どうもありがとうございました。

ここで、先程の専門部会と消費者苦情処理委員会の所属委員の名簿を配付させていただきます。

（ 事務局職員 委員名簿配付 ）

これをもちまして第1回愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。

なお、次回の審議会は10月を予定しております。後日改めまして、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

審 議 計 画

1 審議テーマ

「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」

経済のグローバル化や高度情報化の進展、少子高齢化の進行など、消費者を取り巻く社会経済環境は大きく変化している。新たな商品やサービスが登場し、消費生活が便利で豊かになる一方で、高齢者を標的とした悪質商法による被害や様々な消費者トラブルの増加、さらには、食の安全や身近な生活用品による重大な製品事故など、消費者に係る問題はますます多様化し、広範にわたっている。

本県においては、こうした消費者を取り巻く状況の変化に対応し、消費生活に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」を基本理念とする「愛知県消費者行政推進計画」を平成22年3月に策定（平成24年に一部改定）し、庁内各部局と連携して各種消費生活に関する施策を推進してきた。

現行計画は平成26年度をもって計画期間が終了するが、高齢化が急速に進行する中で、高齢者の消費者問題が一層深刻化することが懸念されるほか、食品メニューの不適正な表示や冷凍食品への農薬混入など食への信頼を揺るがし、安全を脅かす問題も起きている。加えて、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、都道府県において消費者教育推進計画の策定が求められていることから、同法の趣旨を踏まえた新たな計画を策定する必要がある。

こうした最近の社会情勢の変化やこれまでの成果を踏まえ、本県の消費者行政を積極的に推進し、向こう5年間の消費者施策の新たな指針となる、「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方」について検討する。

2 審議方法

上記テーマの審議を専門部会へ付託する。

3 審議期間

平成26年6月から平成27年3月

平成26年度 第1回 愛知県消費生活審議会 次第

日 時 平成26年6月2日（月）

午後2時～3時30分

場 所 愛知県県議会議事堂ラウンジ

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 会長の選出

(2) 会長代理の指名

(3) 諮 問

「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」

(4) 審議計画

(5) 専門部会の設置

(6) 消費者苦情処理委員会委員長及び委員会所属委員の指名

(7) 愛知県消費者行政推進計画の進捗状況

(8) その他

平成25年度の消費生活相談の概要

4 閉 会

平成26年度第1回愛知県消費生活審議会配付資料一覧

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 配席図

- ・ 【資料1】愛知県消費生活審議会審議計画
- ・ 【資料2】愛知県消費者行政推進計画進捗状況一覧
- ・ 【資料3】愛知県消費者行政推進計画～平成25年度進捗状況～
- ・ 【資料4】県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
- ・ 【資料5】愛知県消費生活審議会規則
- ・ 諮問書（写）
- ・ 愛知県消費生活審議会専門部会 委員名簿
- ・ 愛知県消費生活審議会消費者苦情処理委員会 委員名簿
- ・ 愛知県消費者行政推進計画
- ・ 愛知県消費者行政推進計画（平成24年度改定版）
- ・ あいちクリオ通信 平成26年5月号
- ・ あいち暮らしっく No.103 ～若者向け特集号～（平成25年12月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.104（平成26年1月発行）
- ・ 県民生活プラザのご案内